大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ 平成 24 年 3 月 9 日決議

関東地区公共図書館協議会に加盟している都県立図書館が地震等の大規模災害時において甚大な被害を受けた場合に、都県立図書館は、それぞれの図書館職員の専門的な知識を活かし、相互に連携して被災図書館の復旧活動を可能な範囲で応援することとし、その応援の対応が円滑に行われるようあらかじめ必要なことについて下記のとおり申合せを行う。 なお、この申合せによる対応は、各都県立図書館長の権限の範囲内において行うものであり、応援の対応が各都県の災害対策本部等が決定する都県全体の災害対応方針と齟齬する場合は各都県の対応方針が優先する。

記

(相互応援連絡担当課の設置)

1 都県立図書館は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整の窓口都県の設置)

2 被災した都県立図書館への応援措置等を迅速かつ円滑に行うため、次の地域グループのいずれか一方の図書館(同一都県内に2以上の都県立図書館がある場合は、そのすべて)が甚大な被害を受けたときは、他方の図書館は応援調整の窓口都県として、関東地区全体の他の都県立図書館及び日本図書館協会等関係団体との間の応援調整等を行うものとする。

また、グループ内の都県のいずれもが甚大な被害を受けた場合は、第2順位として、 括弧で記載している都県立図書館の中心館が応援調整等の窓口都県になるものとする。

- (1)第一グループ 東京、神奈川 (新潟)
- (2) 第二グループ 千葉、埼玉 (静岡)
- (3)第三グループ 茨城、栃木、群馬 (東京)
- (4)第四グループ 長野、新潟 (神奈川)
- (5)第五グループ 山梨、静岡 (千葉)

(初期応援の内容)

- 3 窓口都県立図書館は、大規模災害が発生し、地域グループ内の他の都県立図書館に甚 大な被害があると想定されるときは、応援要請の有無に関わらず(通信手段等が不通の ため応援要請が届かないことも考慮し) 速やかに次のことを行うものとする。
 - (1)被災した都県立図書館に対して応援措置等を行うに当たって必要な情報収集及び 他の図書館等に対するインターネット等を活用した情報提供
 - (2)被災した都県立図書館が著しい機能不全に陥っている場合は、これに代わり、当該被災都県内の市区町村立図書館の被害状況の情報収集及びインターネット等を 活用した情報提供

(二次的応援措置の内容)

- 4 窓口都県立図書館は、被災した都県立図書館から次のことについて応援の要請があった場合は、可能な範囲で自ら応援に努めるとともに、他の図書館等への斡旋や他の図書館等からの応援申し出の調整を行うものとする。
 - (1)被災した都県立図書館において、書架からの落下又は損傷した資料等の救出整理 及び応急措置の対応(他の図書館やボランティア等への斡旋を含む。)
 - (2)被災した都県立図書館所蔵の地域資料等貴重資料の預かり保管(他の図書館や博物館等への斡旋を含む。)
 - (3)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったこと

(二次的応援措置の要請手続き)

- 5 前項の二次的応援措置を受けようとする被災都県立図書館は、当該都県内の関係部署と協議のうえ、窓口都県立図書館に対して次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、 電話その他の方法により迅速に要請を行うとともに、後日、要請を行った内容を文書に して、実際に応援を行った各都県立図書館に送付するものとする。
 - (1)被害の状況
 - (2)応援が必要な事項及びその期間
 - (3)前各号に掲げることのほか必要な事項

(二次的応援措置に要する経費の負担)

6 二次的応援措置に要する経費は、原則として応援の要請を行った被災都県立図書館が 負担する。

(平常時の取組み)

7 各都県立図書館は、大規模災害によって地域に残る貴重な資料が失われることを最小限にとどめるため、平常時から互いに連携して地域資料等の貴重資料の所蔵情報をできる限り把握しておくとともに、災害時の応急対応に必要になる資料補修技術等の習得にも努めるものとする。

(その他)

8 この申合せに定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議する。

以上